



第一項の届出をした者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該営業保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該保険会社等の本店等の最寄りの供託所への営業保証金の保管替えを請求しなければならない。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替えの請求し終了後、遅滞なく、金融庁長官に対し、様式第七による届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書原本を添付して、これを提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

(公示)  
第十六条 令第十三条の四第二項、第四項及び第五項並びに第三条、第七条及び第十三条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

2 前項の規定による公示の費用は、申立人(営業保証金の取戻しの場合にあつては、当該取戻しをしようとする者)及び令第十三条の四第二項又は第十三条第二項に規定する権利の申出をした者の負担とする。

(供託規則の適用)  
第十七条 この規則に定めるもののほか、営業保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附 则  
(平成一七年二月一〇日内閣府・法務省令第一号)  
抄  
(施行期日)  
1 この命令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 则  
(平成二〇年二月八日内閣府・法務省令第二号)  
抄  
(施行期日)  
1 この命令は、平成二十年二月二十五日から施行する。

附 则  
(平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号)  
抄  
(施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律の

等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 则 (平成二九年三月二三日内閣府・法務省令第一号)

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 则 (令和元年六月二十四日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 则 (令和二年一二月二三日内閣府・法務省令第五号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 则 (令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 则 (令和二年一二月二三日内閣府・法務省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 则 (令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第一号)(第1条関係)

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

(日本産業規格A4)  
様式第1(第1条関係)  
金融庁告示 年 月 日  
(署名欄)  
申立人(被保証金番号) 一  
住所  
電話番号( )  
郵便番号  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
中  
立  
書  
記  
下記のとおり、保険審査施行令第13条の4第1項の規定により、権利の実行の申立てをします。  
1 保険者の名称及び住所  
2 保険期間  
3 保険契約の原因となる事実  
4 その他参考となる事実  
(注)被保証金番号に記入する場合は、被保証金番号(被保証金番号)の記入欄に記入してください。  
被保証金番号に記入する場合は、被保証金番号(被保証金番号)の記入欄に記入してください。

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

(日本産業規格A4)  
様式第2(第2条関係)  
金融庁告示 年 月 日  
(署名欄)  
申立人(被保証金番号) 一  
住所  
電話番号( )  
郵便番号  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
中  
立  
書  
記  
下記のとおり、保険審査施行令第13条の4第2項の規定により、権利の実行の申立てをします。  
1 保険者の名称及び住所  
2 保険期間  
3 保険契約の原因となる事実  
4 その他参考となる事実  
(注)被保証金番号に記入する場合は、被保証金番号(被保証金番号)の記入欄に記入してください。  
被保証金番号に記入する場合は、被保証金番号(被保証金番号)の記入欄に記入してください。

(日本産業規格A4)  
様式第3(第11条第3項関係)  
金融庁告示 年 月 日  
住所  
申立人(被保証金番号) 一  
住所  
電話番号( )  
郵便番号  
氏名  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
中  
立  
書  
記  
下記のとおり、被保証金(被保証金)の支拂いのとおり被保証物の配分をしたため、送りかねて、不足額を供託してください。  
不定期

概要4 (第12条第1項関係)		(日本語選択肢のみ)																					
		年	月 日																				
金融機関名		(郵便番号) -																					
申請者住所		郵便番号 ( ) -																					
被保険者名 ( )		被保険者名 ( ) -																					
又は被保険者名 ( )		又は被保険者名 ( ) -																					
（法人）における、代表者の氏名																							
支拂済保証金返却認定申請書																							
下記のとおり、保険会社は施行令第12条の5の規定により、実質保証金の返却の承認をし、通知します。																							
記																							
1 保証の範囲																							
被保険者が本件にかかるする供給物の内容																							
イ 金利の範囲																							
<table border="1"> <tr> <th>期間区分</th> <th>利率標準</th> <th>総 金</th> <th>利 率</th> <th>保証料</th> </tr> <tr> <td>月</td> <td>月</td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> </table>				期間区分	利率標準	総 金	利 率	保証料	月	月	円	pp	pp										
期間区分	利率標準	総 金	利 率	保証料																			
月	月	円	pp	pp																			
ロ 期間区分の内訳(年間)																							
<table border="1"> <tr> <th>期間区分</th> <th>利率標準</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>期間区分</th> <th>利率標準</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> <tr> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>				期間区分	利率標準	年	月	日	期間区分	利率標準	年	月	日	月	月	月	月	日	月	月	月	月	日
期間区分	利率標準	年	月	日	期間区分	利率標準	年	月	日														
月	月	月	月	日	月	月	月	月	日														
ハ 利率標準の内訳																							
<table border="1"> <tr> <th>供給元</th> <th>供給量</th> <th>総 金</th> <th>利 率</th> <th>保証料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> </table>				供給元	供給量	総 金	利 率	保証料			円	pp	pp			円	pp	pp			円	pp	pp
供給元	供給量	総 金	利 率	保証料																			
		円	pp	pp																			
		円	pp	pp																			
		円	pp	pp																			
シ 保証料率の内訳																							
<table border="1"> <tr> <th>供給元</th> <th>供給量</th> <th>総 金</th> <th>利 率</th> <th>保証料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>pp</td> <td>pp</td> </tr> </table>				供給元	供給量	総 金	利 率	保証料			円	pp	pp			円	pp	pp			円	pp	pp
供給元	供給量	総 金	利 率	保証料																			
		円	pp	pp																			
		円	pp	pp																			
		円	pp	pp																			

(記載上の注意)  
法第4条第1項の免許申請書又は法第127条第1項第8号の規定及び保険業法施行規則第4条第1項第2号等は第2号等の規定による届出書に記載(庶民基本台帳法施行令(昭和40年法律第29号)第3条の3に規定する氏田会を「う」)及本名を記して記載し、受取人については、これらの書類に記載した当該氏田及び名前を変更する旨を届け出までの間、「姓名」欄に当該氏田及び名前を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏田及び名前を記載することができる。

日本国税局様	
様式第5(第16項第3項関係)	
年	月 日
会員登録用紙	
(郵便番号 )	
〒	住所
(電話番号 )	
専用	
専用	
専用	
又は文書	
表	
表	
中 出 備	
下記のとおり、保険会員登録用紙様式第5項の規定により、種別の申由を記入せよ。	
記入	
1. 保険会員の本籍住所	
2. 職業	
3. 職業生の相続権者登録	
4. 小字等の登録事項	
(被保険者登録用紙)	
被保険者登録用紙第21項第12項第12項第13項第8項の規定及び被保険者登録用紙第1項第1項第2項第3項第4項第5項第6項第7項第8項第9項第10項第11項第12項第13項第14項第15項第16項第17項第18項第19項第20項第21項第22項第23項第24項第25項第26項第27項第28項第29項第30項第31項第32項第33項第34項第35項第36項第37項第38項第39項第40項第41項第42項第43項第44項第45項第46項第47項第48項第49項第50項第51項第52項第53項第54項第55項第56項第57項第58項第59項第60項第61項第62項第63項第64項第65項第66項第67項第68項第69項第70項第71項第72項第73項第74項第75項第76項第77項第78項第79項第80項第81項第82項第83項第84項第85項第86項第87項第88項第89項第90項第91項第92項第93項第94項第95項第96項第97項第98項第99項第100項第101項第102項第103項第104項第105項第106項第107項第108項第109項第110項第111項第112項第113項第114項第115項第116項第117項第118項第119項第120項第121項第122項第123項第124項第125項第126項第127項第128項第129項第130項第131項第132項第133項第134項第135項第136項第137項第138項第139項第140項第141項第142項第143項第144項第145項第146項第147項第148項第149項第150項第151項第152項第153項第154項第155項第156項第157項第158項第159項第160項第161項第162項第163項第164項第165項第166項第167項第168項第169項第170項第171項第172項第173項第174項第175項第176項第177項第178項第179項第180項第181項第182項第183項第184項第185項第186項第187項第188項第189項第190項第191項第192項第193項第194項第195項第196項第197項第198項第199項第200項第201項第202項第203項第204項第205項第206項第207項第208項第209項第210項第211項第212項第213項第214項第215項第216項第217項第218項第219項第220項第221項第222項第223項第224項第225項第226項第227項第228項第229項第230項第231項第232項第233項第234項第235項第236項第237項第238項第239項第240項第241項第242項第243項第244項第245項第246項第247項第248項第249項第250項第251項第252項第253項第254項第255項第256項第257項第258項第259項第260項第261項第262項第263項第264項第265項第266項第267項第268項第269項第270項第271項第272項第273項第274項第275項第276項第277項第278項第279項第280項第281項第282項第283項第284項第285項第286項第287項第288項第289項第290項第291項第292項第293項第294項第295項第296項第297項第298項第299項第300項第301項第302項第303項第304項第305項第306項第307項第308項第309項第310項第311項第312項第313項第314項第315項第316項第317項第318項第319項第320項第321項第322項第323項第324項第325項第326項第327項第328項第329項第330項第331項第332項第333項第334項第335項第336項第337項第338項第339項第340項第341項第342項第343項第344項第345項第346項第347項第348項第349項第350項第351項第352項第353項第354項第355項第356項第357項第358項第359項第360項第361項第362項第363項第364項第365項第366項第367項第368項第369項第370項第371項第372項第373項第374項第375項第376項第377項第378項第379項第380項第381項第382項第383項第384項第385項第386項第387項第388項第389項第389項第390項第391項第392項第393項第394項第395項第396項第397項第398項第399項第400項第401項第402項第403項第404項第405項第406項第407項第408項第409項第410項第411項第412項第413項第414項第415項第416項第417項第418項第419項第420項第421項第422項第423項第424項第425項第426項第427項第428項第429項第430項第431項第432項第433項第434項第435項第436項第437項第438項第439項第439項第440項第441項第442項第443項第444項第445項第446項第447項第448項第449項第449項第450項第451項第452項第453項第454項第455項第456項第457項第458項第459項第459項第460項第461項第462項第463項第464項第465項第466項第467項第468項第469項第469項第470項第471項第472項第473項第474項第475項第476項第477項第478項第479項第479項第480項第481項第482項第483項第484項第485項第486項第487項第488項第489項第489項第490項第491項第492項第493項第494項第495項第496項第497項第498項第499項第499項第500項	

(日本産業規格 A-4)

